

法第2条第1項の9の二（ロ）による防火設備	屋外避難階段	屋外避難階段への歩行距離
<EV用>施行令第112条第19項第2号による 遮煙性能を有する防火設備 CAS-0520	幅員 750m以上 踏面 210m以上 蹴上 210m以下 手摺有り：出巾=100以下 扉高H≥1100	8.850+16.760+10.540+6.110 =42.26 < 50m → OK
<鋼製建具>施行令第112条第19項第2号による 遮煙性能を有する特定防火設備 (S48建設省告示2563号・告示2564号) (H12年建設省告示第1369号)	排煙設備設置 免除規定 (居室・廊下等) 建築法第126条の2第1項一号による (昇降路・設備シャフト) 建築法第126条の2第1項三号による (駐車場・駐輪場) 告示1436号-4-ニ(1)による ・PS、EPSの区画：各階スラブにて水平区画を形成 ・法28条第2項の居室換気：機械換気にて確保 ・シックハウスの使用材料について：F☆☆☆☆ ・(天井裏) 下地等にF☆☆☆☆を使用しない。 ・BAL：避難ハルコニー、テラス及び階段踊場手摺高さ：床面+1100以上 ・東京都安全条例第19条第1項2による窓は750×1200以上 ・東京都安全条例第19条第2項による避難器具：避難ハッチ A:3人、B:3人、C:3人 計9人<20人 消防法上の避難器具設置対象外	
MD扉：鋼製(常時施錠)		
施行令第112条第19項第2号による遮煙性能を有する鋼製建具		
防火区画	防煙区画	
建築基準法施行令第114条区画	東京都安全条例8条区画	
延焼のおそれのある範囲：1階-3階、2階以上-5階		
自動ドア緊急解錠ボタン (天井埋込設置)		
消火器 (歩行距離20mごとに1本) 1・3・5・7・9階：強化液、2・4・6・8・10階：粉末ABC10型		
LDK：給気口(火気・24時間換気兼用) 150φ SVC付 寝室：給気口(24時間換気用) 100φ SVC付 延焼の恐れのある範囲：FD付		
建築基準法施行令第126条の6第1項2号による 非常用出入口に代わる開口部		

